

盛岡市街灯設置費等補助制度について

市民の交通の安全を確保するため、町内会等が街灯の設置等を行う場合に要する経費に対し、市は今年度の予算の範囲内で補助金を交付します。

1 補助金の交付対象

LED灯の新設

- ① 東北電力への申請容量が60ボルトアンペア以下の公衆街路灯で、自動点滅器付きのもので、太陽光発電方式の街灯なども対象になります。

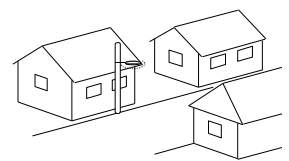
柱の交換・修繕又は撤去

- ② 木柱、銅管柱等で街灯を設置できる柱が対象です。また、各町内会で街路灯を設置している、あるいは設置していたものが対象になります。

2 補助額

次の①の額と②の額を比較して低い方の額となります。

- ① 設置経費×補助率(ア) (100円未満の端数は切捨)
 ② 補助上限額(イ)×設置数 (単位: Wはワット、VAはボルトアンペア)



区分	設置態様区分	灯具への電力入力区分	補助率(ア)	補助上限額(イ)	補助上限数
灯具	購入及び設置	20VA以下	10分の7	35,000円/灯	3灯
		20VA超		25,000円/灯	
柱	交換・修繕	/	10分の6	25,000円/本	上限なし
	撤去		10分の7	70,000円/本	

(注1) 東北電力から電力供給を受けない太陽光発電方式の街灯などは、電力入力区分に関係なく補助上限額は、35,000円/灯です。

(注2) 灯具の新設に際し、柱の新設が必要となる場合は、当該柱の設置経費は灯具の設置経費に含みます。

3 留意事項

① 東北電力(株)への手続について

新設する場合は、電気工事業者を通じて東北電力と公衆街路灯契約を締結してください。手続き費用は補助対象となります。また、契約名義は町内会等名、支払名義は「盛岡市長」、請求書送付先は「〒020-8530 盛岡市内丸12-2 市民協働推進課」、支払方法は「お客さま登録番号による支払い(コード90-30110)」となりますので、電気使用申込の際にはお間違えのないようお願いいたします。

② 街灯について

- ・隣接する街灯との間隔は、おおむね25メートル以上となります。
- ・駐車場等の敷地内や、住宅街の行き止まり場所については、対象外となります。

③ 柱について

- ・柱の撤去する場合、市道に設置してある柱に関しては、道路管理課への手続きが必要となります。また、市道以外の場合も管理者への確認や報告等を行うようお願いいたします。
- ・柱の撤去後は、凸凹がないように埋め戻しをしてください。
- ・街灯の新設を行う場合は、自立柱を建てての設置ではなく、なるべく電力柱やNTT柱等に設置されるようお願いいたします。

4 補助申請・補助金請求の流れ

次の(1)～(7)の手順で進めてください。

(1) 街灯設置費等補助金申請書の提出

1. 盛岡市街灯設置費等補助金交付申請書(様式第1号)
2. 業者見積書(写し可)
3. 取付等を行う場所の位置図
4. 灯具の仕様書 ※柱の撤去に関しては、不要。
5. 設置前の状況が分かる写真

(2) 補助金交付決定通知書の送付

約2週間後に市から送付されます。

(3) 工事の実施

- ・申請前に工事を実施してしまうと補助金の交付が出来なくなりますので、ご注意ください。
- ・見積額の変更又は灯数、柱数の変更がある場合は、変更申請を出す必要がありますので事前にご連絡ください。

(4) 認定公衆街路灯の電気料給付手続き

補助金決定通知書に申請書等を同封します。

(5) 認定通知書の送付

約2週間後に市から送付されます。

(6) 補助金請求書の提出

1. 盛岡市街灯設置費等補助金請求書(様式第3号)
2. 工事代金の領収書の写し
3. 完成写真(コピー可)
4. 電気料の契約内容の分る書類
(電力会社から工事業者へ送られる「電気供給のご案内」書類。※柱に関しては、不要。)

(7) 補助金の支払い

補助金請求書の提出後1ヶ月を目処に指定された口座へ送金されます。

(8) 前金払いを希望する場合は次の手順で進めてください

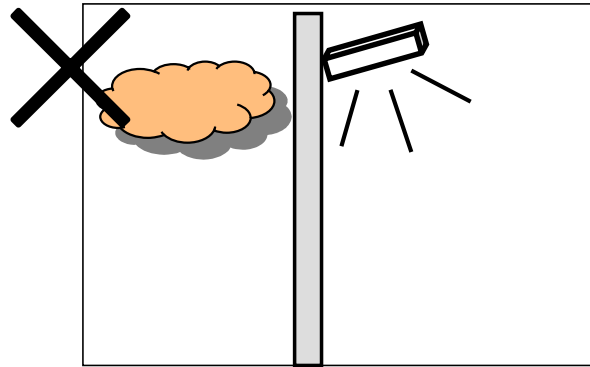
1. 盛岡市街灯設置費等補助金前金払請求書(様式第4号)を提出
2. 市から補助金の前金払い
3. 工事終了後(6)2～4の書類を提出

5 写真について ※注意点

写真は、設置場所が分かるように周囲の景色も含めて撮影したものを添付してください。灯具と柱のみしか写っていない写真は、撮りなおしていただく事となりますのでご注意ください。請求時には、申請時に提出していただいた写真と照合しますので、申請時と同じ背景が映るように、撮影してください。



【背景あり○】



【背景なし×】

【書類提出窓口】

担当課 市民協働推進課 地域活動係 本庁 1 F 626-7500 (直通)

なお、下記の窓口でも受け付けます。

- ・都南総合支所 地域支援係 1 F
- ・玉山総合事務所 税務住民課 1 F
- ・各支所(青山、築川、太田)
- ・各出張所(飯岡、乙部、藪川、玉山、巻堀)
- ・市民協働推進センター(中央公民館、西部公民館(上田公民館は休館中))